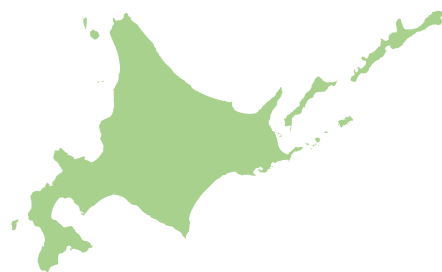


「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について



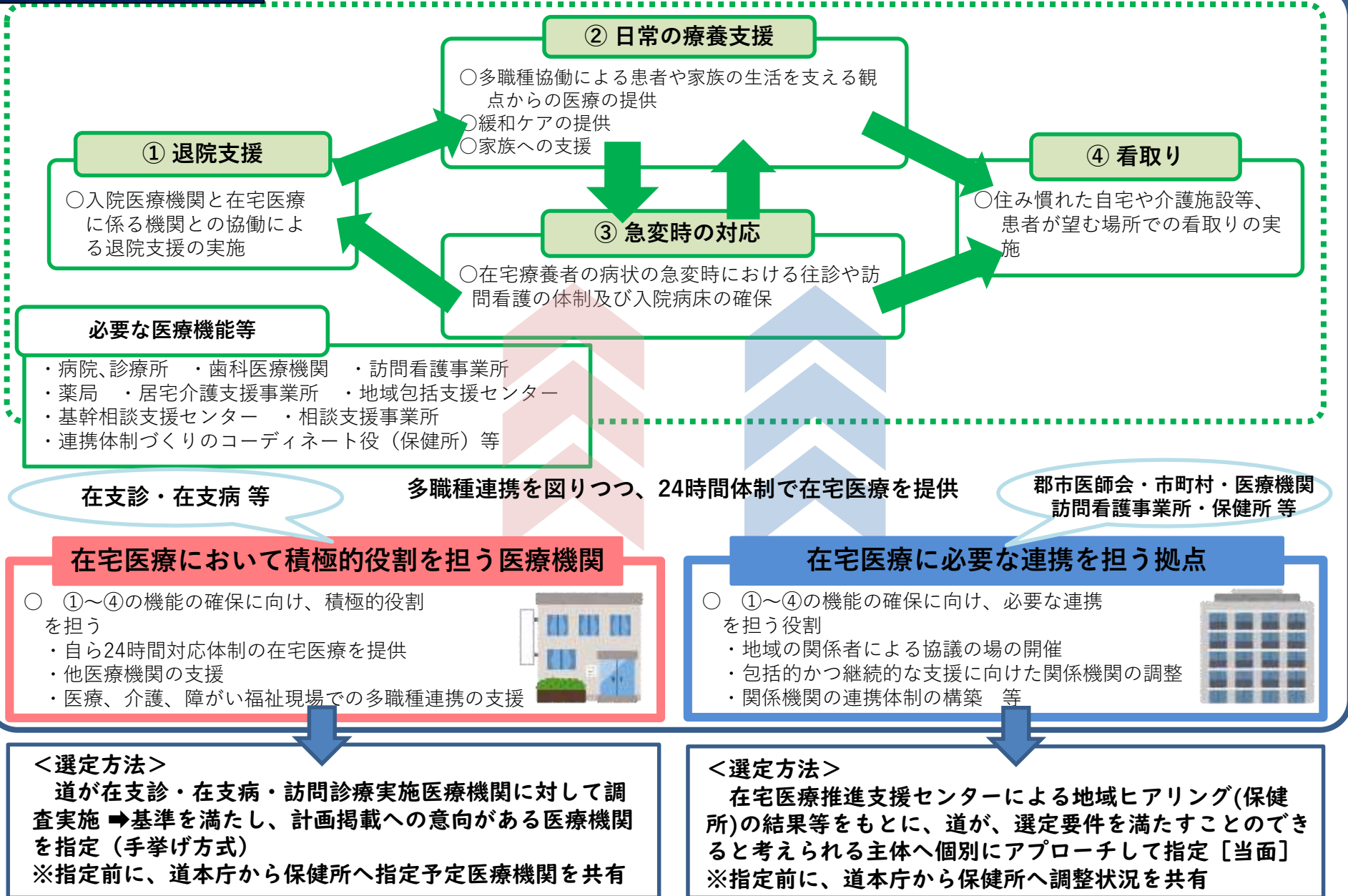
令和6年(2024年)8月21日(水)
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

- 1 本日の協議事項について
- 2 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の取組内容について

本日も議論いただきたいこと

- 1 連携の拠点が行う取組の内容
- 2 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業と
道立保健所が実施する多職種連携協議会の取組との棲み分け
- 3 地域医療介護総合確保基金による支援内容

在宅医療圏



1 実施主体

「在宅医療に必要な役割を担う拠点」として国指針で示されている役割を果たす郡市医師会、市町村、医療機関、訪問看護事業所又は保健所

2 設置数

在宅医療圏ごとに1か所設置することを原則とする。

ただし、各年1月1日現在の人口が**10万人**を超える在宅医療圏においては、複数の拠点を設置できるものとし、その後も、在宅医療の需要の増加の状況等に応じて、地域医療や多職種との連携に関する協議の場等において必要性を議論するなどしながら、柔軟に指定する。

3 役割

- (1) 関係者の定期的な会合等におけるコーディネートにより、連携体制の構築を進めること
- (2) 多職種連携に向けた情報連携ネットワークの整備を行うこと
- (3) 多職種の人材育成を行うこと

4 具体的な取組内容

- 地域の医療及び介護等の関係者による会議を定期的開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護等について、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護等にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供しよう、関係機関との調整を行うこと
- 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護等に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

在宅医療における連携体制について【階層ごと・詳細版】

- 「在宅医療・介護連携推進事業」の実施に当たり、多くの市町村が、現状把握・課題分析や、人材・事業所等の資源の不足を課題と感じていることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」や「道立保健所」が中心となり、在宅医療圏・二次医療圏における、地域の医療・介護を横断的にサポートし、広域的な連携体制を構築することで、在宅医療の提供体制を確保する。

二次医療圏単位

道立保健所を中心とした連携

①関係者の定期的な会合による連携体制づくりの検討、支援	WG・部会等	○圏域内の拠点又は圏域内市町村のネットワーク化 ○医療計画各地域推進方針の目標達成に向けた対応策の検討、ノウハウの蓄積 ・連携体制構築に向けた課題の抽出、対応策の検討 ・在宅医療従事者の負担軽減と効率的な医療提供に向けた取組
②関係機関等の情報提供（地域課題・取組状況の共有）	WG・部会等	○「在宅医療・介護連携推進事業」の取組報告、情報交換 ○調査等の実施による地域課題の把握・共有
③地域住民等への普及啓発	講演会/啓発等	○地域住民等への在宅医療に関する理解の促進
④多職種の人材育成	研修会	○専門職やコーディネーターの資質向上に向けた研修会 医療・介護連携、ACP、看取り、災害時対応、救急連携、訪問看護、ICT 等

地域における資源の状況、拠点の整備状況等に
応じて、互いの役割を補いながら
連携体制を構築する

連携・協働

在宅医療圏単位

在宅医療に必要な連携を担う拠点を中心とした連携

①関係者の定期的な会合による連携におけるコーディネート、連携体制づくりの検討、推進、連携体制の構築	○在宅医療圏内市町村のネットワーク化 （コーディネーター同士の顔の見える関係づくり） ○関係機関からの相談対応 ○現状把握・課題分析 ○対応策の検討
②多職種連携に向けた情報連携ネットワークの整備	○ICT等を活用した情報連携ネットワークの整備・拡充の検討
③多職種の人材育成	○専門職の資質向上に向けた研修会（症例検討・事例検討会） （例）看取り支援、小児在宅、認知症、服薬管理 等

連携・協働

市町村単位

「在宅医療・介護連携推進事業」：切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築のための連携

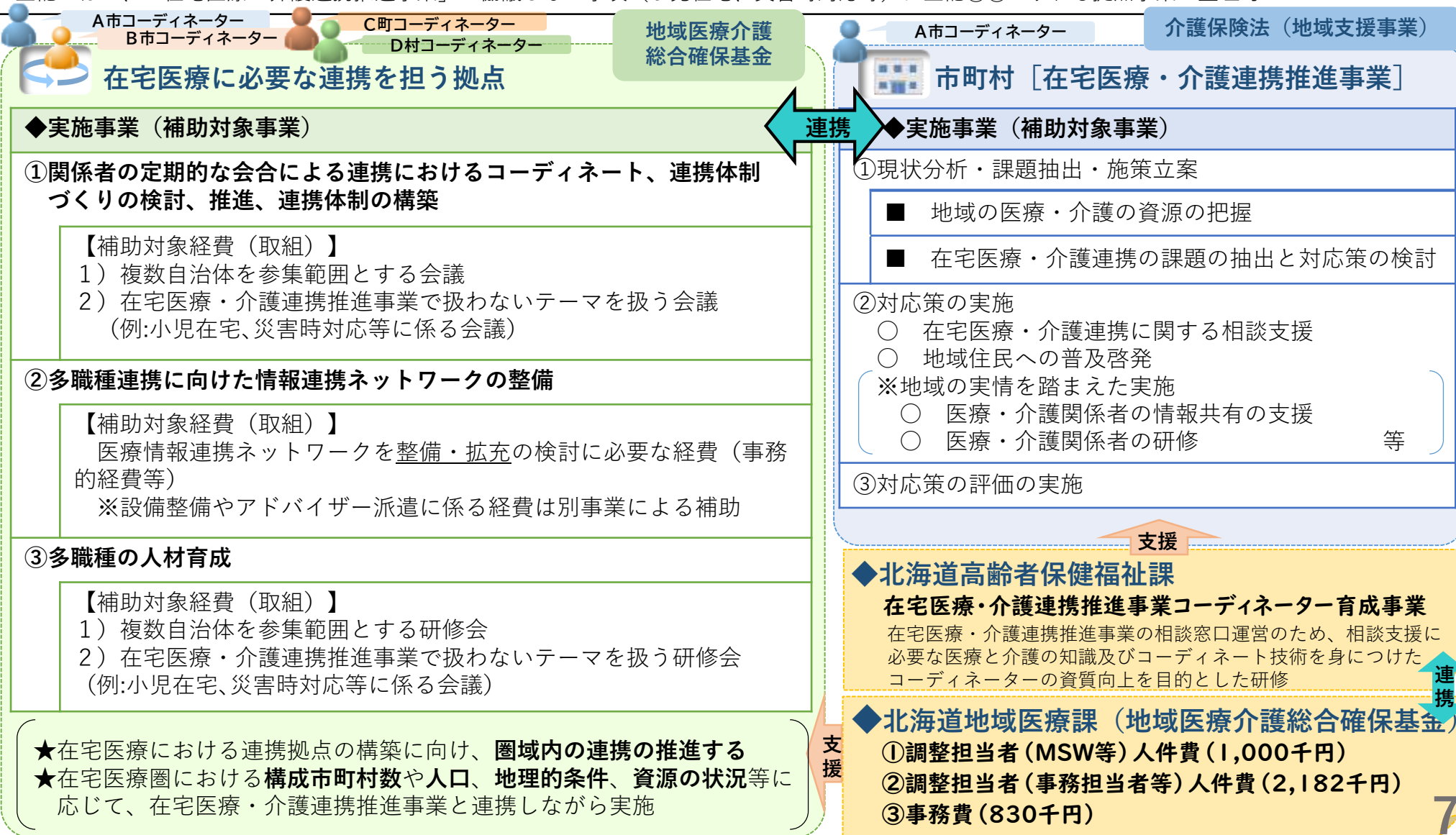
- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 現状分析・課題抽出・政策立案（計画） | ② 対応策の実施（実施） |
| ○地域の医療・介護の資源の把握 | ○在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | ○地域住民への普及啓発 等 |
| ○切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進 | ③ 対応策の評価・改善 |

在宅医療における連携体制について【主体ごと・詳細版】

(在宅医療に必要な連携を担う拠点と在宅医療・介護連携推進事業の棲み分け)

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の事業と整理可能な取組の基本的な考え方

- ①複数市町村で構成される在宅医療圏：複数市町村にまたがる広域的な取組
 - ②単一市町村で構成される在宅医療圏：「在宅医療・介護連携推進事業（介護保険）」を拡充する取組
- 上記のほか、「在宅医療・介護連携推進事業」で協議しない事項（小児在宅、災害時対応等）は上記①②いずれも拠点事業と整理可



地域医療介護総合確保基金（在宅医療提供体制強化事業）

地域の連携体制を構築するための協議体を設置・運営

- 在宅医療を実施する医療機関や地区医師会、市町村、訪問看護事業所が事務局となり、多職種で構成する協議体を設置し、関係機関をコーディネートしながら、地域の在宅医療に必要な連携体制の構築に向けた定期的な会合を開催
- 協議体において企画した研修会の開催等により、在宅医療に携わる多職種人材を育成

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助上限額（※）
<p>連携体制の構築に係る調整担当者及び事務担当者の人件費・活動経費、会議・研修の実施に要する事務費など協議体の運営に必要な次の経費</p> <p>【報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料】</p>	<p>医療機関 郡市医師会 市町村 訪問看護事業所</p>	<p>10/10 以内</p>	<p>4,012千円 (札幌市は別途調整)</p>

◆(※)区分ごとの上限

- ①調整担当者（MSW等）人件費（1,000千円）、②調整担当者（事務担当者等）人件費（2,182千円）
 - ③事務費（会議・研修開催等）（830千円）
- 上限計 4,012千円**

◆実施主体について

医療機関、郡市医師会、市町村、訪問看護事業所（道→市町村→実施者の間接補助・事業の委託も可能）
 ※道が「北海道在宅医療連携拠点設置要綱」に基づき指定した機関に限る

再掲

地域医療介護総合確保基金（在宅医療提供体制強化事業）

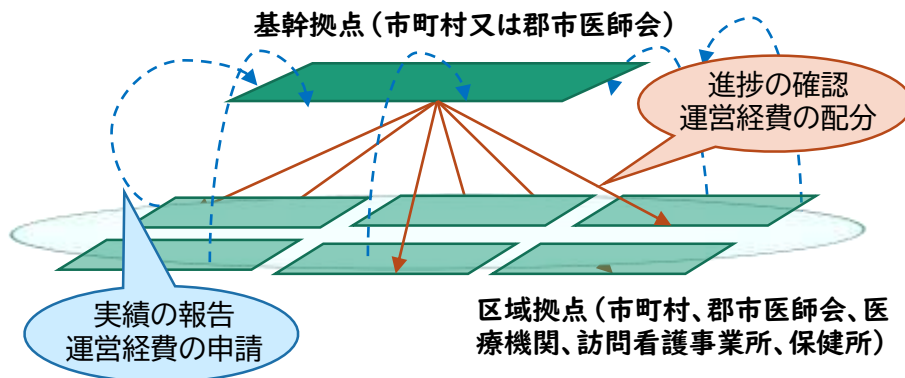
地域の連携体制を構築するための協議体を設置・運営

- 在宅医療を実施する医療機関や地区医師会、市町村、訪問看護事業所が事務局となり、多職種で構成する協議体を設置し、関係機関をコーディネートしながら、地域の在宅医療に必要な連携体制の構築に向けた定期的な会合を開催
- 協議体において企画した研修会の開催等により、在宅医療に携わる多職種人材を育成

特例1

◆実施主体【札幌市等の都市を想定】

- 各年1月1日現在の人口が10万人を超える在宅医療圏においては、複数の拠点を選定できることとしているが、基幹拠点及び区域拠点を設け一体的な運営主体として指定を受けることができるものとする。
- ただし、基幹拠点となり得る機関は、市町村又は郡市医師会（市町村の受託事業者であり、共同実施主体として指定を受けている場合含む）とする。



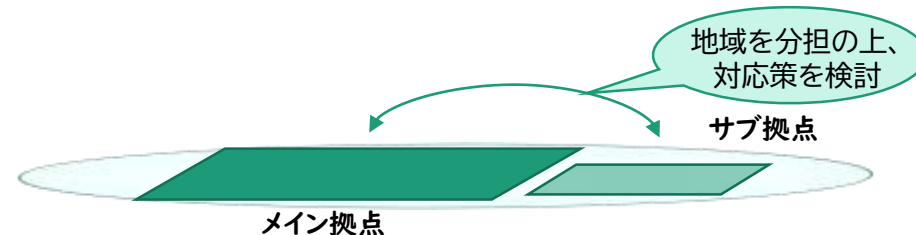
◆上限額

基幹拠点：調整中
区域拠点：調整中

特例2

◆実施主体

- 各年1月1日現在の人口が10万人を超える在宅医療圏においては、複数の拠点を選定できることとしているが、対象地域の大きい連携の拠点（メイン拠点）の取組を補助する、小規模な連携の拠点（サブ拠点）が一体的な運営の主体として指定を受けることができるものとする。
- ただし、メイン拠点だけでは、所在する在宅医療圏をカバーすることができない場合に限る。



◆上限額

メイン拠点：調整中
サブ拠点：調整中

地域医療介護総合確保基金（在宅医療提供体制強化事業）

在宅医療推進支援センター事業

◆連携の拠点への支援（主なもの）

現状・課題を整理したデータ・ノウハウの提供、個別地域に対する医療提供体制構築の支援（モデル事業）

1. 在宅医療圏等の現状・課題整理

- ・ KDBデータは、R2年度まで。今後は未定
- ・ アンケート調査等によって現状と課題を把握

（1）地域における医療・介護の連携体制に関する市町村アンケート調査

- ・ 連携推進を担う市町村（在宅医療・介護連携事業担当）を対象
- ・ 2の派遣による地域支援への関心も確認
- ・ 回答によって一部ヒアリング

（2）地域における医療・介護の連携体制に関する拠点ヒアリング調査

- ・ 連携推進を担う拠点を対象
- ・ 2の派遣による地域支援への関心も確認

（3）「退院支援」に関する入院医療機関アンケート調査

- ・ 入退院支援加算1・2の施設基準を届け出ている病院・有床診療所に対して、退院支援の取組状況と課題等を調査

（4）「在宅医療」に関する診療所アンケート調査

- ・ 診療所に対して、在宅医療の取組状況や取組意向等を調査

3. 在宅医療に係る先進事例集の作成 （複数のテーマでまとめるか等要検討）

※北海道HP、在宅センターHPで公表

2. 医療アドバイザー等の派遣による地域支援

（地域関係機関の求めに応じ、またはモデル地域を選定して実施）

（1）在宅医療の推進（主に医療アドバイザーの派遣）

- ・ 地域の課題に対応し、在宅医療体制等の推進を支援する
- ・ 苫小牧市、羊蹄地域ほか

（2）在宅医療や医療介護連携体制の推進（コーディネーターの派遣）

- ・ 地域の課題に対応し、在宅医療体制の推進を支援する
- ・ 羊蹄地域、新ひだか町ほか

（3）医療と介護の情報共有体制の整備（多職種連携支援専門人材の派遣）

- ・ 地域の課題に対応し、医療・介護関係機関の関係者を対象に、情報共有の仕組み構築を支援する
- ・ 恵庭市、新ひだか町、上士幌町、当別町ほか

4. 在宅医療に係る各種研修の実施

全道向け

- ア. 在宅医療及び人生会議（ACP）に係る医師等向け研修
 - ・ テーマ別に開催。（①在宅医療推進、②診療報酬、③ACP）
- エ. 全道の多職種連携協議会及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の構成員等を対象とした研修

個別地域向け（地域の関係者と協働で企画・実施）

- ア. 在宅医療及び人生会議（ACP）に係る医師等向け研修
- ウ. 在宅医療及び人生会議（ACP）に係る住民向け研修

個人向け

- イ. 在宅医療に係る同行研修

令和6年度
事業

地域医療介護総合確保基金（在宅医療提供体制強化事業）

在宅医療推進支援センター事業

支援の一例（地域カルテ作成・作成ノウハウの伝承等により現状・課題の整理を支援）



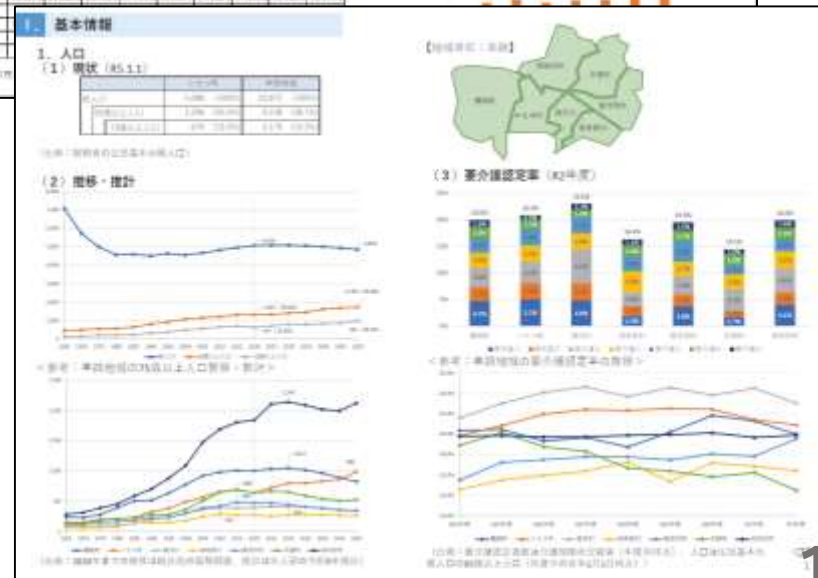
取扱注意 資料2 24.03.13

在宅医療を取り巻く情報整理（地域カルテ（案））

【ニセコ町（羊蹄地域）】

目次

- I. 基本情報
 - 1. 人口
 - (1) 現状
 - (2) 推移・推計
 - (3) 割合・推定率
 - 2. 医療系機関
 - 3. 施設系機関
 - 4. 介護系機関
 - 5. 受療動向
 - (1) 入院
 - (2) 外来
- II. 在宅医療の状況
 - 1. 在宅医療実施状況
 - 2. 在宅医療受療状況
- III. 実態把握・調査等
 - 1. 医療・介護の提供状況
 - (1) 医療機関
 - (2) 介護機関
 - 2. 住民の意識・行動等
 - (1) まもづくりで重要な項目
 - (2) 住民の医療や介護等に関する意識
 - 3. 医療・介護における課題
 - (1) 地域包括ケアシステムにおける課題
 - (2) 町民が抱える課題・不安
- IV. 医療と介護における課題と今後の取組提案
 - 1. 地域包括ケアシステムにおける課題
 - (1) 医療と介護
 - (2) 生活支援と地域づくり
 - 2. 取組の提案

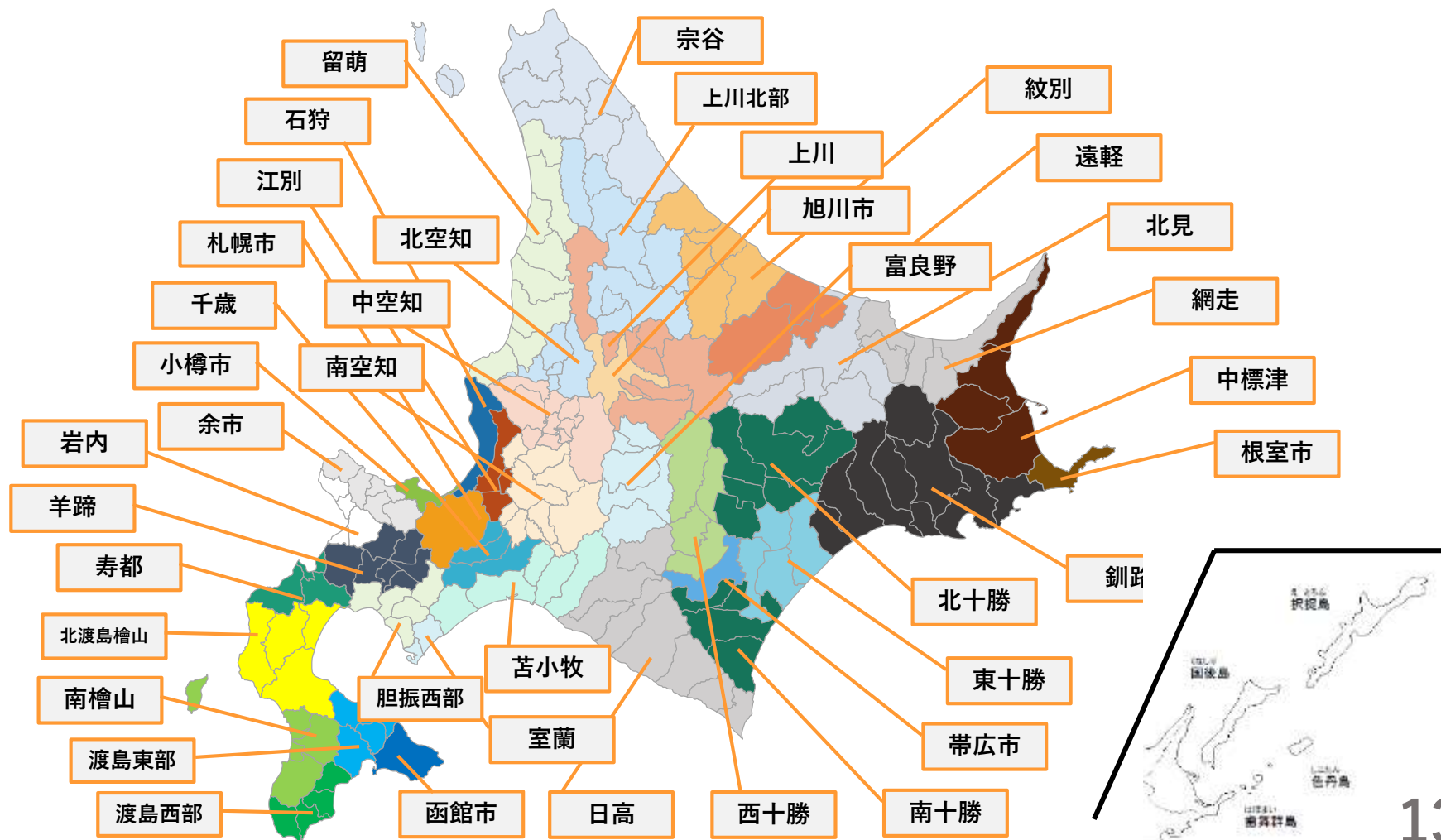


參考資料

「北海道医療計画」における「在宅医療圏」について

「北海道医療計画」における位置付け

- 令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とする「北海道医療計画」において、在宅医療の提供体制に係る連携圏域（在宅医療圏）を設定。
- 在宅医療圏は、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられる体制を構築していくため、二次医療圏単位よりは小さく、市町村単位よりは大きい、39の地域単位とした。



在宅医療圏①

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	所管保健所	構成市町村	圏域人口
南 渡 島	南 渡 島	函 館 市	函 館 市	函館市	251,084
		渡島東部	渡 島	北斗市、七飯町、鹿部町、森町	90,086
		渡島西部		松前町、福島町、知内町、木古内町	18,053
	南 檜 山	南 檜 山	江 差	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町	21,139
	北渡島檜山	北渡島檜山	八 雲	八雲町、長万部町、今金町、せたな町	33,405
道 央	札 幌	札 幌 市	札 幌 市	札幌市	1,973,395
		江 別	江 別	江別市、当別町、新篠津村	140,016
		石 狩		石狩市	56,869
		千 歳	千 歳	千歳市、恵庭市、北広島市	226,452
	後 志	小 樽 市	小 樽 市	小樽市	111,299
		寿 都		島牧村、寿都町、黒松内町	6,985
		羊 蹄 村	俱 知 安	蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町	33,824
		余 市		積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	26,921
		岩 内	岩 内	共和町、岩内町、泊村、神恵内村	19,859
	南 空 知	南 空 知	岩 見 沢	岩見沢市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、夕張市、三笠市、美唄市、月形町	152,486
	中 空 知	中 空 知	滝 川	砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、滝川市、新十津川町、雨竜町、赤平市、芦別市	99,784
	北 空 知	北 空 知	深 川	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町	29,694
	西 胆 振	室 蘭	室 蘭	室蘭市、登別市	128,774
		胆 振 西 部		伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	44,011
	東 胆 振	東 胆 振	苦 小 牧	苦小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町	205,748
日 高	日 高	浦河・静内	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町	63,372	